

子供権利擁護部会について

1 部会の設置目的

児童福祉法の規定により、都道府県知事は、児童に対して施設入所などの措置をとる場合において児童や保護者の意向がその措置と一致しないとき、又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている（法第27条第6項、法施行令第32条）。

また、被措置児童等虐待に係る通告を受けて措置を講じたときは、児童福祉審議会に報告しなければならないとされており、児童福祉審議会は報告を受けた事項について意見を述べることができる（法第33条の15第2項、第3項）。

加えて、都道府県は、児童養護施設その他の施設への入所措置等に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の養護に係る環境の整備を行うこととされている（法第8条第2項、同条第4項、法第11条第1項第2号り）。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律、医療、心理、児童福祉などの専門的な見地から詳細かつ迅速に検討する必要であるため、子供権利擁護部会を設置し、審議を行う。

2 部会の所掌事項

- (1) 児童相談所のとるべき措置について諮問を受けて答申すること。
 - ・施設入所などの児童相談所の措置が児童や保護者の意向と一致しない事例
 - ・児童相談所長が必要と認める事例
 - ・緊急を要し、諮問する暇がなく事後報告となつた事例 等
 - (2) 被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置について意見を述べること。
 - (3) 里親養育専門相談事業について報告を受けること、また、困難事案等について意見具申を行うこと。
- (4) 措置等に対する子供本人からの申立てについて調査審議し、意見を述べること。